

ユキワリイチゲ

Anemone keiskeana T. Itô ex Maxim.

●形態・生態

早春に山野で可憐な花を咲かせるキンポウゲ科の多年草です。

秋に葉を出し冬を越え、他の植物が葉を落としている間に光合成を行い、2～3月頃に白色や淡紫色の花を咲かせ、夏には地上部を枯らして休眠します。三つ葉のような葉の裏は紫色を帯びています。

●分布等

本州西部から九州にかけて分布します。滋賀県の生育地は、ユキワリイチゲの分布域のほぼ東限に位置しています。

滋賀県内での分布は、東近江市などに局限されているうえ、個体数も少なく、生育環境の変化によって容易に絶滅する可能性があります。

●保護上の留意事項

里山の開発等による生育地の減少や、里山の手入れが行き届かなくなったこと等による生育環境の悪化のほか、可憐な花を目当てにした園芸目的の採取や生育地の踏み荒らしも大きな減少要因となっています。

ユキワリイチゲは、滋賀県のレッドデータブックの絶滅危機増大種であり、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく「指定希少野生動植物種」に指定して県下全域での採取・損傷等を禁止し、保護しています。



● 瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区

ユキワリイチゲが大規模に生育しており、その保護のために重要であることから、甲賀市土山町前野の瀧樹神社境内の一部は「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく保護区に指定されています。

瀧樹神社のユキワリイチゲの生育を維持していくためには、今残されている生育地を社叢とあわせて保全し、今後の推移を見守っていくことが重要です。

なお、保護区の区域内における工作物の新築・改築、土地の形質変更、木竹の伐採などには、事前届出が必要になります。



【注意】

ユキワリイチゲの採取・損傷等は、県下全域で禁止されています！

「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく「指定希少野生動植物種」であり、生きている個体の採集・損傷等が禁止されています。

違反した場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

発行 令和4年(2022年)2月 滋賀県自然環境保全課

(Tel: 077-528-3483)